

納税環境整備 P T 報告書

平成 22 年 11 月 25 日（木）

納税環境整備 P T

目 次

はじめに	1
1. 番号制度	3
2. 租税教育	4
3. 税務調査手続	4
(1) 事前通知	4
(2) 調査終了時の手続	6
(3) その他関連事項の明確化	7
(4) 地方税について	7
4. 更正の請求	8
(1) 更正の請求期間の延長	8
(2) 更正の請求の範囲の拡大	9
(3) 地方税について	10
5. 理由附記	10
(1) 理由附記の範囲の拡大	10
(2) 白色申告者の記帳義務化に伴う今後の課題	11
(3) 地方税について	11
6. 「納税者権利憲章（仮称）」策定の方向性	12
7. 国税不服審判所の改革	14
(1) 争訟手続	14
(2) 争訟機関	15
(3) 地方税について	15

はじめに

納税環境整備を巡る諸課題については、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、「公平・透明・納得」の税制を実現する観点から、納税者権利憲章（仮称）の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税共通の番号制度の導入について、「1 年以内を目途に結論を得る」こととされたことを受け、政府税制調査会において検討が開始された。

まず本年 3 月、専門家委員会の下に納税環境整備小委員会が設置され、専門的・実務的観点から 10 回にわたる会合が積み重ねられた。この小委員会での検討を受け、専門家委員会においても議論が行われた結果、9 月 14 日「納税環境整備に関する論点整理」がとりまとめられた。

10 月 6 日に設置された政府税制調査会納税環境整備プロジェクトチーム（P T）においては、この「論点整理」をも踏まえ、具体的に平成 23 年度税制改正に盛り込むべき事項等について議論を行ってきた。

以下、10 月 12 日から 11 月 24 日にかけて 7 回にわたって開催された P T での議論の成果をここに報告する。

平成 22 年 11 月 25 日

納税環境整備プロジェクトチーム

【参考】 納税環境整備 P T の審議経過

第 1 回 平成 22 年 10 月 12 日

- ＜議題＞
- ・ 今後の進め方
 - ・ 「納税環境整備に関する論点整理」（平成 22 年 9 月 14 日 専門家委員会）の概要について

第 2 回 平成 22 年 10 月 20 日

- ＜議題＞
- ・ 番号制度について

第 3 回 平成 22 年 10 月 25 日

- ＜議題＞
- ・ 租税教育等について

第 4 回 平成 22 年 11 月 1 日

- ＜議題＞
- ・ 税務手続について

第 5 回 平成 22 年 11 月 8 日

- ＜議題＞
- ・ 税務手続について(2)
 - ・ 納税者権利憲章（仮称）について

第 6 回 平成 22 年 11 月 17 日

- ＜議題＞
- ・ 国税不服審判所の改革について
 - ・ これまでの議論の整理

第 7 回 平成 22 年 11 月 24 日

- ＜議題＞
- ・ 報告書（案）について

1. 番号制度

- (1) 番号制度は、①真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実とその効率化を図りつつ、②国民の負担の公正性を担保し、制度に対する国民の信頼を確保するとともに、③国民の利便性の更なる向上を図るために不可欠なインフラであり、可能な限り早期に導入することが望ましい。
- (2) この番号制度については、本年2月以降、府省横断的な検討が開始され、7月には具体的な選択肢がパブリックコメントに付されるなど幅広く議論が進められてきた。また、本年11月には、政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が設けられ、検討体制の整備も進められている。番号制度の早期導入に向け、この検討会が中心となって、国民の理解と納得が得られるようプライバシーの保護等に十分配慮しつつ、具体的な方向性を速やかに明らかにし、早急に制度設計に着手することを期待する。
- (3) 税務面においては、番号制度は、納税者に悉皆的に番号を付与し、
 - ・ 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること
 - ・ 取引の相手方が税務当局に提出する法定調書及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」することを義務付ける仕組みとして利用される。これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。税務面において、番号制度がこのような役割を果たしていけるよう、「実務検討会」での議論と並行して、
 - ・ 法定調書の拡充
 - ・ 税務当局への提出資料の電子データでの提出の義務付け
 - ・ 税務行政における電子化の推進と情報連携の効率化等の課題について積極的に検討を進めていく必要がある。また、制度全体についての議論の進捗状況を踏まえ、
 - ・ 共通番号の対象とならなかった者についての対応
 - ・ 法定調書への正確な番号記載の確保策
 - ・ 税務情報についてのプライバシー保護の徹底策といった課題についても検討を進めていく必要がある。
- (4) なお、検討に当たっては、番号を税務に用いる場合、少なくとも、①国民に悉皆的に付番されていること、②一人一番号が確保

されていること、③民－民－官の関係で利用できること、④目に見えること、⑤常に最新の住所情報が関連付けられていること、という条件を満たす必要があることに留意する必要がある。

また、番号を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があることについても、国民の理解を得ていく必要がある。

2. 租税教育

(1) 国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要である。

(2) こうした健全な納税者意識を養うことを目的として、国税庁では、次代を担う児童・生徒に対し、租税教育の充実に向けた各種の支援を実施している。

また、税理士・税理士会においても、納税者又は国民への社会貢献事業の一環として、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与するため、小中学校への講師派遣等を積極的に実施している。

(3) 本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要がある。

特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発に今後より一層努める必要がある。

3. 税務調査手続

(1) 事前通知

(基本的考え方)

現行の運用を踏まえ、調査手続の透明性・納税者の予見可能性を高め、調査に当たって納税者の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査の実施と、申告納税制度の一層の充実・発展に資する観点から、税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うことを法律上明確化するとともに、悪質な納税者の課税逃れを助長することのないよう、課税の公平確保の観点を踏まえ、一定の場合には事前通知を行わないこととする。

(見直し案)

① 全体構成

事前通知を行うものとする。

ただし、調査の相手方となる納税者等に関する情報、その納税者等が営む事業内容に関する情報その他税務当局の保有する情報に鑑み、税務署長・国税局長・国税庁長官が次に掲げるおそれがあると認める場合は、事前通知を行わない。

イ 正確な事実の把握を困難にするおそれ

ロ 違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれ

ハ その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

上記の例外事由の具体例を通達に記載する。

② 通知内容、方法、対象者等

【対象者】

対象者は、納税者本人、調書提出者及びその代理人（税理士（税理士登録を行った弁護士及び公認会計士を含む。）、税理士業務を行うことを国税局長に通知した弁護士）、反面先とする。

【内容】

通知内容は、

イ 調査の開始日時・場所

ロ 調査の目的（例：○年分の所得税の申告内容の確認等）

ハ 調査対象税目、課税期間

ニ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件（例：所得税法△△条に規定する帳簿書類）

ホ その他必要事項

(イ) 調査日時・場所の変更の申し出に関する事項（合理的な理由を付して日時・場所の再設定を求めることができる）

(ロ) 調査状況に応じ、通知内容以外について非違が疑われる場合には、その通知内容以外の事項についても調査対象となりうること

(ハ) その他

・ 納税者の氏名及び住所（法人については、名称及び所在地）

・ 調査を行う主たる担当者の氏名及び所属

とする。

【方法】

通知方法は、

イ 原則として、文書で事前に行う。

反面調査については、反面先には、調査対象者名及び確認対象取引は通知しない。また、調査対象者本人には通知しない。

ロ ただし、相手方の同意がある場合は、例外的に実地の調査当日に文書を交付する。

ハ 事前通知を行わない例外事由に該当する場合は、調査着手後、終了時まで上記の通知書（日時・場所の記載を除く。）を交付する。

【対象となる調査】

対象となる調査は、実地の調査（納税者の事業所、事務所等に臨場してする調査）とする。

(2) 調査終了時の手続

（基本的考え方）

調査終了時の手続については、現行の運用を踏まえ、

- ① 調査終了後に納税者に調査内容を説明し、
- ② 申告内容に問題のある納税者に対する修正申告等の勧奨を行い、
- ③ 調査終了通知を行うことを法令上明確化する、
ことで、課税庁の納税者に対する説明責任を強化する。

（見直し案）

① 更正・決定等すべきと認められる場合

イ 実地の調査により更正・決定等すべきと認められる場合には、課税庁の職員は、当該納税者に対し、

(イ) 調査結果（非違の内容、金額、理由）、及び

(ロ) 「修正申告又は期限後申告を行った場合にはその部分について不服申立てができないこと」等を説明する。

ロ 課税庁の職員は、納税者に対し、上記(イ)(ロ)を簡潔に記載した税務署長等名の文書(A)を交付する。

ハ その際、課税庁の職員は修正申告又は期限後申告の勧奨を行うことができることとする。

ニ 税務署長は、納税者から修正申告書又は期限後申告書の提出があった場合には、当該調査が終了した旨の通知書(B)を交付する。

ホ 税務署長は、更正・決定等をするときは、当該調査が終了した旨の通知書(B)を交付する。

ヘ 当該納税者に代理人がいる場合で、本人の同意があるとき

は、上記は当該代理人に行えば足りることとする。

ト なお、実地調査以外の調査の場合には、上記文書(A)及び(B)を納税者からの求めに応じて交付する。

② 更正・決定等すべきと認められない場合

実地の調査終了後、更正・決定等すべきと認められない納税者に対しては、「その時点で更正・決定等すべきと認められない」旨を記載した通知書(B)を交付する。

③ 上記①及び②共通

課税庁の職員は、上記の終了通知書(B)が交付された後においても、調査について必要があるときは、再調査ができることとする。

(3) その他関連事項の明確化

(見直し案)

現行実務上行われている以下の手続について、法令上明確化を図る。

① 納税者から提出された物件の預かり・返還等に関する規定を設ける。

② 事前通知の内容に「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」を明示することと併せ、課税庁が現行の「質問」「検査」に加え、調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)の「提示」「提出」を求めることができることとする。

(4) 地方税について

(見直し案)

① 総務省職員が行う調査手続

総務省の職員が行う調査手続については、国税の見直しと併せて所要の措置を講ずる。

(参考)

総務省の職員が行う質問検査には、以下のものがある。

- ・ 個人事業税及び法人事業税：分割基準等に係る調査(地方税法 72 条の 49 の 5、72 条の 63)
- ・ 軽油引取税：軽油の元売業者等への調査(地方税法 144 条の 38)
- ・ 固定資産税：大臣配分資産に係る調査(地方税法 396 条)

② 地方団体が行う調査手続

現行制度上、地方税に関する調査の事前通知、調査終了時の手続については、法令に規定を置かず、各地方団体において対

応が行われている。

地方税に関する手続については、

- ・ 地域主権改革の観点に立つべきこと
- ・ 地方税の課税団体が多数にのぼりその規模も様々であること 等

を踏まえ、全地方団体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方団体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行う。

③ 上記①及び②共通

その他国税の見直しと併せて所要の措置を講ずる。

4. 更正の請求

(1) 更正の請求期間の延長

(基本的考え方)

更正の請求期間(1年)のあり方については、専門家委員会「納税環境整備に関する論点整理」を踏まえ、「現行の1年間の期間制限を延長し、嘆願という不透明な実務を解消する観点から、基本的に増額更正・減額更正の期間と一致させる」方向で見直しを図る。

(見直し案)

「嘆願」を解消し、納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化を図る観点から、

- ① 納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間(現行1年)を5年に延長するとともに、併せて、課税庁が増額更正できる期間(現行3年のもの)を5年に延長する。
- ② これにより、基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間制限を全て一致させることとする。

(注) ①法人税については、納税者による修正申告期間は5年、更正の請求期間は1年、課税庁による増額更正期間・減額更正期間はともに5年とされ、②贈与税等については、修正申告6年、更正の請求1年、増額更正・減額更正6年とされていることから、これらに係る更正の請求期間については、それぞれ①は5年、②は6年に延長する。

また、脱税の場合の課税庁の増額更正期間は7年とされて

いるが、この7年の期間制限は現行どおり存置する。

③ 以下の事項についても併せて措置する。

- イ 更正の請求に際しては、納税者がその理由を証明するとの趣旨を明確化する観点から、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付を義務化する。
- ロ 故意に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合を処罰する規定を設ける。

(2) 更正の請求の範囲の拡大

(基本的考え方)

当初申告時に選択した場合に限り適用が可能な「当初申告要件が設けられている措置」については、当初申告時に選択がなされていない場合、更正の請求によって、事後的に当初申告時に遡って当該措置を適用することは認められていない。

しかしながら、「当初申告要件」がある措置の中には、当該措置の目的・効果や課税の公平の観点からみて、事後的な適用を認めても問題がないものも含まれている。こうしたことを踏まえ、「当初申告要件」を求める必要性がない措置については、「当初申告要件」を廃止し、更正の請求を認める範囲を拡大する。

(見直し案)

① 「当初申告要件」がある措置について、次のとおり見直し、更正の請求範囲を拡大する。

現行、当初申告要件がある措置について、下記のいずれにも該当しない措置については、「当初申告要件」を廃止する（所要の書類の添付を求める。）。

イ インセンティブ措置（例：設備投資に係る特別償却）

ロ 利用するかしないかで、有利にも不利にもなる操作可能な措置（例：各種引当金）

(注) 当初申告要件を廃止する主な措置

- ・ 給与所得者の特定支出控除
- ・ 法人税の所得税額控除 等

② 控除等の金額は当初申告の際に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置については、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることを可能とする。

(注) 見直しとなる主な措置

- ・ 法人税の所得税額控除 等

(3) 地方税について

(見直し案)

- ① 納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化の観点から、
- イ 納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間（現行1年）を5年に延長するとともに、併せて、課税庁が増額更正できる期間（現行3年のもの）を5年に延長する。
 - ロ これにより、基本的に、納税者による修正申告・更正の請求の期間制限、課税庁による増額更正・減額更正の期間制限を全て一致させることとする。
- (注) 脱税の場合の課税庁の増額更正期間は7年とされているが、この7年の期間制限は現行どおり存置する。
- ② 国税における(1)③及び(2)の見直しと併せて所要の措置を講ずる。

5. 理由附記

(1) 理由附記の範囲の拡大

(見直し案)

全ての処分について、原則として平成24年1月より理由附記を実施する。

ただし、個人の白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施する。

具体的には、

- ① 個人の白色申告者については、現行、「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」には記帳義務・記録保存義務が課されているが、それ以外の者についても、平成25年1月から、「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」と同程度の記帳義務・記録保存義務を一般的に課することとする。
- ② 個人の白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、以下のとおり実施することとする。
- イ 「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」については、平成24年1月以後理由附記を実施する。
 - ロ 上記イ以外の者（「確定申告を行った所得300万円以下の白色申告者」及び「確定申告をしていない白色申告者」）については、平成25年1月以後理由附記を実施する。
- ただし、特例として、

(イ) 平成 19 年から平成 23 年までの各年分の所得税につき記帳義務があった者については、平成 24 年 1 月以後理由附記を実施することとする。

(ロ) また、平成 24 年 1 月以後、現行の白色申告者に係る記帳義務・記録保存義務の水準と同程度の記帳・記録保存を行っている者については、運用上、平成 24 年 1 月より理由附記を実施するよう努めることとする。

(注) 白色申告者に対する更正等に係る理由附記の施行時期については、その者が平成 24 年分において上記イ又はロのいずれに該当するかによる。なお、「平成 24 年分において上記イ又はロのいずれに該当するか」は、平成 22 年分又は平成 23 年分の所得金額及び確定申告の有無により判定する。

なお、記帳・帳簿等の保存が十分でない白色申告者に対しては、その記帳・帳簿等の保存状況に応じて理由を記載することとする。

(2) 白色申告者の記帳義務化に伴う今後の課題

白色申告者に記帳が義務化されることに伴い、以下の点について今後検討を行う。

- ① 白色申告者の記帳義務化に伴い、必要経費を概算で控除する租税特別措置についてどのように考えるか。
- ② 白色申告者に記帳が義務化されることを踏まえ、今後、正しい記帳を行わない者の必要経費についてどのように考えるか。
- ③ 白色申告者の記帳水準が向上した場合には、現在、白色申告者に認められている専従者控除について、その専従の実態等を勘案し、どのような見直しが可能か検討してはどうか。

(3) 地方税について

(見直し案)

① 総務大臣が行う処分

地方税に関する総務大臣が行う処分に関する手続については、国税の見直しと併せて所要の措置を講ずる。

(参考)

総務大臣が行う不利益処分、申請に対する処分には、以下のものがある。

- ・ 軽油引取税：軽油引取税に係る元売業者の指定及び指定の取消し（地方税法 144 条の 7）
- ・ たばこ税：たばこ税に係る卸売販売業者等の指定及び指定

の取消し（地方税法 74 条の 10）

② 地方団体が行う処分

現行制度上、地方団体の処分に関する手続については、地方自治の尊重の立場から、行政手続法ではなく、各地方団体における行政手続条例で規定されている。

したがって、地方税に関する地方団体が行う処分に関する手続については、全地方団体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方団体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行う。

6. 「納税者権利憲章（仮称）」策定の方向性

（基本的考え方）

以下の基本的な考え方に沿って「憲章」を策定する。

- (1) 専門家委員会の多数意見（「納税者権利憲章（仮称）」については、納税者にとってのわかり易さを重視するとともに、納税者の権利・義務をバランスよく記載すべき）を踏まえ、納税者の立場に立って、複雑な税務手続を納税者の目から見てわかり易い形でお知らせするため、

- ① 納税者が受けられるサービス
- ② 納税者が求めることのできる内容
- ③ 納税者に求められる内容
- ④ 納税者に気をつけていただきたいこと

を一連の税務手続に沿って、簡潔・明瞭に示す必要がある。

これを踏まえ、税務当局も納税者からより一層信頼される税務行政に向け、取り組むものとする。

- (2) 納税者にとってのわかり易さを追求する観点から、納税者に関わる様々な事柄や国税庁が行っているサービス（上記(1)）を一覧性のある形で、できるだけ法令用語に縛られずに平易な言葉で納税者にお示しする。

（具体的内容・位置付け）

- (1) 諸外国の例も踏まえ、「憲章」に記載すべき具体的な項目は、以下のとおりとする。

- ① 国税庁の使命と税務職員の行動規範
- ② 納税者の自発的な申告・納税をサポートするため、納税者に提供される各種サービス
- ③ 税務手続の全体像、個々の税務手続に係る納税者の権利利益

や納税者・国税庁に求められる役割・行動

- ④ 納税者が国税庁の処分に不服がある場合の救済手続、税務行政全般に関する苦情等への対応
- (2) 上記の項目は、現在、法律・政省令・告示・通達等、様々なレベルに記載されており、一覧性に欠けている。一連の税務手続に関して、これらを納税者にわかり易くお示しする観点から、諸外国の例も踏まえ、平易な表現で一覧性のある文書として作成し、公表する。

また、「憲章」の制定を法律上義務付けることとし、その策定根拠、内容の概容を国税通則法に規定するとともに、国税通則法（第一条）の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にする。

- (3) 加えて、以下のような各種税務手続の明確化等について同法に規定を集約する。
- ① 税務調査における事前通知（通知対象者、開始日時・場所・目的・対象税目・課税期間等の通知内容、通知方法などを規定）
 - ② 税務職員による質問検査権（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、印紙税法などの各税法の関連規定を集約）
 - ③ 税務調査終了後における調査内容の説明（更正・決定等すべきと認められる場合について、調査結果（非違の内容、金額、理由）、「修正申告又は期限後申告を行った場合にはその部分について不服申立てができないこと」などを説明）
 - ④ 税務調査において申告内容に問題がある場合の修正申告等の勧奨
 - ⑤ 税務調査における終了通知（納税者から修正申告書又は期限後申告書の提出があった場合及び税務署長が更正・決定等をした場合には「調査が終了した」旨、更正・決定等すべきと認められない場合には「その時点で更正・決定等をすべきと認められない」旨を通知）
 - ⑥ 税務調査において納税者から提出された物件の預かり・返還等に関する手続（納税者から物件を預かる際の「預かり証」の発行等を規定）
 - ⑦ 更正の請求期間の延長
 - ⑧ 更正の請求における「事実を証明する書類」の添付の義務化
 - ⑨ 内容虚偽の更正の請求書の提出に対する処罰規定
 - ⑩ 処分の理由附記（更正決定・加算税・青色申告承認取消・督促・差押え等の「不利益処分」、更正の請求に対する拒否処分・青色申告承認申請の却下等の「申請に対する処分」について理

由附記)

(名称等)

「憲章」の名称については、「納税者権利憲章」とする方向で検討する。また、国税通則法については、上記の改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう、題名の変更を検討する。

(地方税について)

国税の見直しにおいて、課税庁である国税庁長官が行政文書である「憲章」の作成・公表を行う方向性であることを踏まえ、地方税については、課税庁である各地方団体の判断により「憲章」の作成を行うこととすべき。

ただし、地方税については、地域主権改革の観点を踏まえ、全地方団体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方団体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行う。

7. 国税不服審判所の改革

(1) 争訟手続

- ① 平成 22 年度大綱の記述（「行政不服審査手続全体の見直しの方向を勘案しつつ、必要な検討を行います」）を踏まえれば、国税の不服申立手続の見直しについては、基本的には、現在、内閣府の行政救済制度検討チームで行われている、
イ 「行政不服審査法の見直し」（審査請求への原則一元化、独立して職権行使を行う「審理官」の創設、証拠書類の閲覧・謄写のあり方、不服申立期間のあり方等）や、
ロ 「不服申立前置の見直し」
の方向性を踏まえて検討を行う必要がある。
- ② 内閣府・行政救済制度検討チームの議論が来年以降本格化することを踏まえ、不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方については、同検討チームの結論を踏まえて改めて検討した上、所要の見直しを図ることとする。
- ③ なお、
イ 不服申立期間については現行の期間制限（2 月）を延長する方向で、証拠書類の閲覧・謄写の範囲については審査請求人と処分庁とのバランスを踏まえつつ拡大する方向で、それ

ぞれ検討を行うこととする。

ロ 不服申立前置のあり方については、納税者の利便性向上を図ることが求められていることから、争訟手続における納税者の選択の自由度を増やすことを基本に、以下の点にも留意しつつ、原則として２段階となっている現行の仕組みを抜本的に見直す方向で検討を行うこととする。

(イ) 現在、審判所における審査請求を含め、国税の不服申立手続が一定の争点整理機能を発揮しており、裁判所の負担軽減に役立っていること

(ロ) 論点整理の指摘にもあるように、引き続き納税者の簡易・迅速な救済を図る必要があること

(ハ) 行政に対し自律的に迅速かつ統一的に運用の見直しを図る機会を付与する必要があること

(ニ) 主要諸外国においても、訴訟に先立ち、租税行政庁への不服申立てが前置されていること

(2) 争訟機関

① 国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表する。

イ 民間からの公募により、年 15 名程度採用する。

ロ 3 年後の平成 25 年までに 50 名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とする。

② さらに、国税不服審判所については、内閣府・行政救済制度検討チームの検討状況を勘案しつつ、簡易迅速な行政救済を図るとの観点も踏まえ、審理の中立性・公正性に配意して審判所の所管を含めた組織のあり方や人事のあり方の見直しについて検討を行う。

(3) 地方税について

① 地方税の不服申立てについては、基本的に行政不服審査法によることとされている。現在、内閣府の行政救済制度検討チームで行われている、

イ 「行政不服審査法の見直し」（審査請求への原則一元化、独立して職権行使を行う「審理官」の創設、証拠書類の閲覧・謄写のあり方、不服申立期間のあり方等）や、

ロ 「不服申立前置の見直し」

を踏まえる必要がある。

- ② なお、検討に当たっては、地方税の課税団体が多数にのぼり規模も様々であることに留意するとともに、地域主権改革の観点に立つことが必要である。